

B-4 補償における 神事・仏事 の初歩的常識

補償現場においては、神社・墓地等の宗教施設或いは祠等の民間信仰の対象を移転として扱う場合が少なくない。殊に面的整備の事業にあって、それらを避けて計画することは困難である。

その事情は判るものの、補償担当としてはいろいろな思惑が絡む。もっとも、キチンとした対応によって移転後の「神様、仏様」が喜んでくれているだろう、と実感することも多い。

今回は、補償実務において出逢う基本的用語について断片的ですが、解説等を交えながら掲載してみます。

■ 地鎮祭 等（神事一般）の式目

1. 開式	かいしき
2. 修抜の儀	しゅばつのぎ
3. 降神の儀	こうじんのぎ
4. 神饌の儀	しんせんのぎ
5. 祝詞奉上の儀	のりとほうじょうのぎ
6. 切幣（麻）散米の儀	きりぬささんまいのぎ
7. 鍬入の儀	くわいれのぎ
8. 玉串奉奠の儀	たまぐしほうてんのぎ
9. 撤饌の儀	てっせんのぎ
10. 昇神の儀	しょうじんのぎ
11. 直会	なおらい
12. 閉式	へいしき

一般例としては上記のようです。なお、制式によって異なるのかも知れませんが、私はそれ以上を心得ていません。神主さんにも聞いたつもりですが誤字等気づかれませんでしたら教えてください。Word でもすぐには出てこない字もあり、難しいものです。

■ 墓地 種類と用語

① 墓地の種類

- ・ 寺院墓地 …… 寺院が設置する墓地で、檀家に使用させるもの。
- ・ 公園墓地 …… 寺院その他の法人が設置する墓地で、一般に使用者に制限のないもの。
- ・ 村落墓地 …… 村落が所有する墓地で、当該村落民が使用できるもの
- ・ 個人墓地 …… 同族の子孫が所有する墓地で、当該子孫が使用するもの。

② 墓地と墳墓

- ・墓地 …… 墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可を受けた**区域**をいう。
- ・墳墓 …… 死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する**施設**をいう。

以上、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23.5.31 法律第 48 号）」による。

*私は、「場所（エリヤ）」と「物（霊魂以外のもの）」と言って使っています。

③ 閉眼（へいげん） と 開眼（かいがん）

墓地移転にあたり、従前墓地から遺体・遺骨を掘上げて供養する式典と、移転先地に埋葬する式典の呼称は、日取り等に際してよく使われますが、若干の混乱が見られる場合がある。

“永遠の眠りについた仏様を、移転のため申し訳ないが一時的に起こさざるを得ないとなれば、掘上げは開眼だとも思い、移転の再埋葬を以ってまた長い眠りについて頂く、という感じがなくもないが、それが逆なのです。（芳賀）”

- ・開眼式 …… もともとは、新しい仏体に目を入れ、仏の霊を迎える儀式

■ 「墓地移転」又は「墓地補償」

通常、補償の事務処理等（説明、予算・決算、税務、集計 等）においては、「**墓地移転料**（墓地補償）」として一括して扱われる事が多いが、権利者または祭祀者に対する説明或いは税務事務においては、本来の「補償基準」項目の条建てにしたがい整理した方が混乱を避けることができる。

- ・ 施設物の移転料 …… 「工作物等の移転」
- ・ 改葬費用 …… 「工作物等の移転に伴う通常生じる損失」
- ・ 祭祀（弔祭）料 …… 同上
- ・ 移転雑費 …… 同上

■ 「祭祀と弔祭」について 用対連基準第 36 条〔細則第 20 条〕関連

祭し（祀）料とは、宗教施設の移転に伴う祭礼等の儀式に要する費用で、**弔祭料**は遺体・遺骨の改葬の祭に必要とされる費用のことである。

宗教施設とは、神社・仏閣を含むので、祭祀は神事、弔祭は仏事とはっきり区別できないのですが、基準細則において言及されているとおり、個々の墳墓の改葬に伴う費用は**弔祭料**として**祭祀料**とは区分されるべきものなのかも知れません。

以 上